

別紙 1

中間見直し版

# ふくおか子ども・子育て応援総合プラン

(福岡県子ども・子育て支援事業支援計画)

平成 30 年 7 月

福 岡 県

# 1. 計画の中間見直しにあたって

## 1 「福岡県子ども・子育て支援事業支援計画」の概要

少子化の進行が、全国的な課題となっており、人口の減少や人口構造の変化などをもたらし、将来、社会・経済全体に深刻な影響を与えることが懸念されています。

こうした中、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を始めとする子ども・子育て関連3法が成立し、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格施行されました。

本県では、子ども・子育て支援法第62条に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として、「福岡県子ども・子育て支援事業支援計画」を、次世代育成支援対策推進法に基づく「福岡県次世代育成支援行動計画」と一体の計画（「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」）として策定したところです。

この計画に基づき、子どもを安心して生み育てることができ、子どもが健やかに育つ社会づくり、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを進めています。

## 2 計画の期間

平成27年度から31年度までの5年間とします。

## 3 計画の中間見直し

国は、子ども・子育て支援法第60条に基づき、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という）を定めており、この基本指針において、「市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと」とされています。

この基本指針の内容に基づき、各市町村において、平成28年度末時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値と、市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という）における量の見込みとのかい離の状況等により、平成29年度に計画の見直しの必要性について検討したところです。

その結果、当初計画の策定時に比べ、子育て世代の人口流入や共働き世代の増加等の社会情勢の変化があり、計画と実態にかい離が見られる場合も多くあり、35市町において市町村計画の中間見直しが実施されました。

基本指針においては、「都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直

し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと」とされていることから、市町村計画の中間見直し状況等を踏まえ、本県においても「福岡県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下「県計画」という）の中間見直しを行いました。

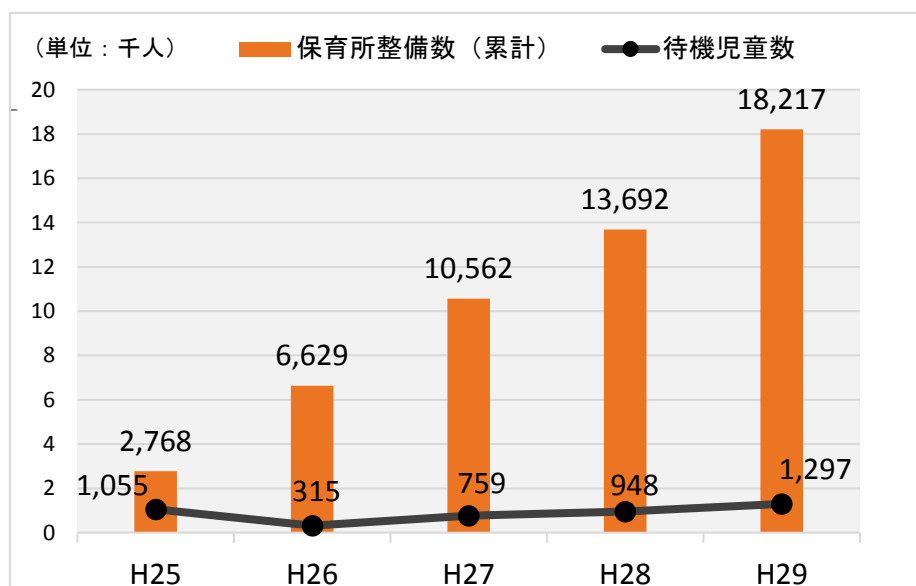
県計画の見直しに当たっては、子どもの保護者、市町村長、事業者代表、労働者代表、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者で構成する「福岡県子ども・子育て会議」から、幅広い意見を聴取しました。

なお、今回中間見直しを行うのは、「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」において「福岡県子ども・子育て支援事業支援計画」に当たる「第3章 子ども・子育て支援新制度の推進」の部分になります。

## 2. 福岡県の子ども・子育てを取り巻く主な状況と課題

保育所の整備は着実に進められており、平成25年度から平成29年度の5年間で18,217人分が整備されました。

待機児童数は、平成26年度に一旦減少したものの、その後増加傾向にあり、平成29年度は1,297人となっています。



図－1 利用児童数と待機児童数の推移

### 3. 子ども・子育て支援新制度の推進

#### 1 幼児期の学校教育・保育の提供体制

##### (1) 区域の設定

「子ども・子育て支援新制度」において、県は幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制を定める単位として、区域を設定することとなっています。

この区域は、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となることから、幼稚園及び保育所の県内での利用実態等を踏まえて設定する必要があります。

幼稚園については、市町村の区域を超えた利用が広くされている一方、保育所については、利用者の居住する市町村内での利用が一般的となっています。

このような状況を踏まえ、認定区分ごとに設定し、1号認定に係る区域については13の区域、2号及び3号認定については各市町村を区域（60区域）とします。

なお、各教育・保育施設の利用について、区域を超えた利用を妨げるものではありません。

##### 【区域一覧】

認定区分	区域	構成市町村
1号認定	福岡・糸島	福岡市、糸島市
	粕屋	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
	宗像	宗像市、福津市
	筑紫	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町
	朝倉	朝倉市、筑前町、東峰村
	久留米	久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町
	八女・筑後	八女市、筑後市、広川町
	有明	大牟田市、柳川市、みやま市
	飯塚	飯塚市、嘉麻市、桂川町
	直方・鞍手	直方市、宮若市、小竹町、鞍手町
	田川	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町
	北九州	北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
京築	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	
2号認定 3号認定	各市町村の区域（60区域）	

## (2) 教育・保育の量の見込みと提供体制

県全域及び県設定区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みと提供体制を定めます。

各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制については、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を、県区域ごとに集計した数値となります。

### 教育・保育の量の見込み及び提供体制【全県合計】

(単位：人)

		27年度	28年度	29年度	30年度 (変更後)	31年度 (変更後)	
3歳以上・就学前	教育のみ 1号認定	量の見込み ①	62,578	62,303	61,176	63,439	62,710
		提供体制 ②	77,215	77,332	76,501	75,326	74,438
		特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	36,870	41,968	45,317	47,350	49,253
		確認を受けない幼稚園	40,345	35,364	31,184	27,976	25,185
		過不足 ②-①	14,637	15,029	15,325	11,887	11,728
	保育の必要性あり 2号認定	量の見込み ①	74,858	74,793	73,980	70,867	70,795
		教育ニーズ(幼児期の学校教育の利用希望が強い)	10,527	10,443	10,350	-	-
		保育ニーズ	64,331	64,350	63,630	-	-
		提供体制 ②	66,440	68,001	68,744	69,673	70,532
		特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	66,240	67,801	68,544	69,292	70,137
届出保育施設	200	200	200	381	395		
過不足 ②-①	△8,418	△6,792	△5,236	△1,194	△263		
0・2歳 保育の必要性あり 3号認定	量の見込み ①	52,684	52,942	53,006	55,792	55,762	
	提供体制 ②	51,546	53,503	55,131	57,904	59,067	
	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)	49,896	51,379	52,651	54,772	55,696	
	届出保育施設	240	240	240	526	536	
	特定地域型保育事業	1,410	1,884	2,240	2,606	2,835	
過不足 ②-①	△1,138	561	2,125	2,112	3,305		

※2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者は、幼稚園を利用し、実際上の不足は解消されていく見込みです。

※各区域別の「教育・保育の量の見込み及び提供体制」については、別途掲載しています。

※用語等について

用語	内容
量の見込み	就学前子どものうち、教育・保育を必要もしくは希望する子どもの人数
提供体制	教育・保育を提供する幼稚園・保育所・認定こども園等の施設の定員数
1号認定	満3歳以上の子どもで、教育標準時間認定を受けた場合
2号認定	満3歳以上の子どもで、保育認定を受けた場合
3号認定	満3歳未満の子どもで、保育認定を受けた場合
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園、認定子ども園、保育所
確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園
届出保育施設	保育所と同様の業務を目的とする施設であって、知事（指定都市及び中核市の市長を含む。）から認可を受けていないもの（いわゆる認可外保育施設）。上記表の提供体制には、自治体が独自に運営費の補助をしている施設、企業主導型保育についてのみ計上。
特定地域型保育事業	小規模保育事業所、家庭的保育所、地域枠を設ける事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

## 2 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び提供体制

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って「地域子ども・子育て支援事業」に取り組むこととなります。

県では、これらの事業が円滑に実施できるよう、助言・援助等必要な支援を行います。

なお、「地域子ども・子育て支援事業」のうち、定量的に整理できる事業については、市町村計画における数値を集計したものを計上しています。

### ○地域子育て支援拠点事業

	27年度	28年度	29年度	30年度 (変更後)	31年度 (変更後)
量の見込み(人・回)	997,401	1,001,013	997,129	1,000,551	994,681
提供体制(箇所)	159	160	162	163	165

### ○妊婦健康診査・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業

	27年度	28年度	29年度	30年度 (変更後)	31年度 (変更後)
妊婦健診(人・回)	587,240	579,936	570,580	556,158	545,359
乳児全戸訪問(人)	43,993	43,541	42,944	42,208	41,430
養育支援訪問(人)	5,443	5,554	5,663	5,660	5,757

○子育て短期支援事業(ショートステイ)

	27年度	28年度	29年度	30年度 (変更後)	31年度 (変更後)
量の見込み(人・日)	2,905	2,885	2,863	2,893	2,893
提供体制(人・日)	2,940	2,954	2,934	2,961	3,063

○一時預かり事業(幼稚園在園児を対象としたもの以外)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

	27年度	28年度	29年度	30年度 (変更後)	31年度 (変更後)
量の見込み(人・日)	650,275	652,838	653,152	624,263	627,651
提供体制(人・日)	584,191	609,249	633,500	619,129	635,338
一時預かり(在園児以外)	524,338	542,560	562,015	553,899	564,255
ファミリー・サポート・センター	59,516	66,333	71,112	64,892	70,713
トワイライトステイ	337	356	373	338	370

○一時預かり事業(幼稚園在園児を対象)

	27年度	28年度	29年度	30年度 (変更後)	31年度 (変更後)
量の見込み(人・日)	2,768,717	2,822,031	2,874,810	2,859,572	2,960,935
提供体制(人・日)	3,141,427	3,148,871	3,119,935	3,041,054	3,050,295

○延長保育事業

	27年度	28年度	29年度	30年度 (変更後)	31年度 (変更後)
量の見込み(人)	36,259	36,351	36,145	36,574	36,297
提供体制(人)	37,794	38,135	38,322	39,448	39,787

○病児保育事業

	27年度	28年度	29年度	30年度 (変更後)	31年度 (変更後)
量の見込み(人・日)	113,233	112,884	111,688	109,608	108,731
提供体制(人・日)	93,354	97,560	105,373	140,916	145,392

○放課後児童クラブ

	27年度	28年度	29年度	30年度 (変更後)	31年度 (変更後)
量の見込み(人)	55,792	56,530	58,040	58,071	58,310
提供体制(人)	57,244	58,107	58,820	61,599	62,172

## ○「地域子ども・子育て支援事業」として法定されている13の事業

### (1) 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業

### (2) 地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

### (5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業

### ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守るネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業

### (6) 子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業

### (7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

### (8) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業

### (9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業

### (10) 病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業

### (11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業